

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)9月25日提出

札幌市長 秋元 克 広

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の表中

「

札幌市立小野幌小学校	札幌市厚別区厚別東2条4丁目
札幌市立上野幌小学校	札幌市厚別区厚別南7丁目
札幌市立青葉小学校	札幌市厚別区青葉町6丁目

」

を

「

札幌市立小野幌小学校	札幌市厚別区厚別東2条4丁目
------------	----------------

」

に、

「

札幌市立ノホロの丘小学校	札幌市厚別区上野幌2条4丁目
--------------	----------------

」

を

「

札幌市立ノホロの丘小学校	札幌市厚別区上野幌2条4丁目
上野幌・青葉北地区新設小学校	札幌市厚別区厚別南7丁目

」

に、

「

札幌市立簾舞小学校
札幌市立常盤小学校

札幌市南区簾舞1条4丁目
札幌市南区常盤6条2丁目

」

を

「

札幌市立簾舞小学校

札幌市南区簾舞1条4丁目

」

に、

「

札幌市立澄川南小学校
札幌市立石山東小学校

札幌市南区澄川5条13丁目
札幌市南区石山東5丁目

」

を

「

札幌市立澄川南小学校

札幌市南区澄川5条13丁目

」

に、

「

札幌市立石山緑小学校

札幌市南区石山1条4丁目

」

を

「

札幌市立石山緑小学校
芸術の森地区新設小学校

札幌市南区石山1条4丁目
札幌市南区常盤2条3丁目

」

に改める。

附 則

この条例中札幌市立上野幌小学校、札幌市立青葉小学校及び上野幌・青葉北地区新設小学校に係る部分は平成32年4月1日から、その他の部分は平成3

3年4月1日から施行する。

(理由)

上野幌小学校及び青葉小学校の2校を統合し、新たに小学校1校を設置するとともに、常盤小学校及び石山東小学校の2校を統合し、新たに小学校1校を設置するため、本案を提出する。